Hypersonix サービス利用約款

この利用約款は、株式会社網屋が提供するHypersonix サービスの内容および利用条件について定めたものです。

（総則）

第１条　Hypersonix サービス利用約款（以下「本規約」といいます）は、株式会社網屋（以下「当社」といいます）が提供するHypersonix サービス（後記第２条⑴号に定義し、以下「本サービス」といいます）を、お客様（後記第２条⑵号に定義）が利用する際の条件を定めることを目的とします。

２．お客様は、本規約、「クラウドサービスセキュリティガイドライン」及び「サービス仕様書」にご同意いただいた上で、本規約に従って本サービスを利用することができます。本規約等にご同意いただけない場合、本サービスを利用することはできません。

３．当社は、本規約に関する個別の規定、特約等（以下「個別規定等」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、個別規定等は本規約の一部を構成するものとします。本規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。なお、当社が定める「クラウドサービスセキュリティガイドライン」は、本項に定める個別規定等に含まれるものとします。

４．当社は、当社所定の方法によりお客様に通知することにより本規約および個別規定等を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規定によります。

５．当社は、情報セキュリティ上適切な対策を講じたうえで、本サービスの提供にかかる業務の一部を第三者に委託する場合があります。

（用語の定義）

第２条　本規約において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとします。

⑴　「本サービス」とは、当社がHypersonix シリーズとしてお客様に提供するWi-Fi サービスやネットワークスイッチサービス、カメラサービス、Open ID（SNS）認証サービス等のフルクラウドコントロールのネットワーク機器／ソフトウェアサービス（サービス名：Hypersonix サービス）に関する一切を包括していいます。

⑵　「お客様」とは、本サービスを利用する個人または本サービスをご自身の事業活動（本サービスまたは類似商品の販売を基にした事業活動を除く。）に利用する法人・組織をいいます。

⑶　「Hypersonix 装置」とは、本サービスを利用可能な通信機能をもつ機器をいいます。

⑷　「代理店」とは、当社から本サービスを買い受けて、お客様に販売する個人または法人をいいます。

⑸　「契約期間」とは、お客様が本サービスをご利用される期間をいいます。

（契約種類）

第３条　Hypersonix 装置には買取契約と、レンタル契約があります。ただし、買取契約のみの装置がありますのでご注意下さい。

２．ソフトウェアはライセンス契約のみとなります。

（サービスの範囲）

第４条　本サービスとは、次の各号のサービスをいいます。

⑴ Hypersonix 装置の販売／レンタル

⑵ Hypersonix 装置の設定サービス（初期設定を含め、以下「設定サービス」といいます）

⑶ 本サービスに関する保守サポート

⑷ オンサイト保守サービス

⑸ クラウドRadius 認証サービスオプションサービス

⑹ Open ID 認証（SNS 対応）サービス等のオプションサービス

⑺ その他、前各号に付随して提供される一切のサービス

２．本サービスのうち、オプションサービスについては、お客様がご契約されているサービスのみが提供されます。

３．本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供されます。

（本サービスの引渡し）

第５条　当社はお客様に対し、前条１項⑴号のHypersonix 装置をお客様ご指定の設置場所に当社所定の手段にて届けます。

２．お客様が前項のHypersonix 装置を受領したことにより引き渡しが完了（以下「納品」といいます。）します。

３．お客様がHypersonix 装置の設定の変更をご希望の際は、いつでも当社にお申込みいただけます。

（保守サポートの受付時間帯）

第６条　本サービスにおける電話、メールによる第４条⑶号の保守サポートの受付時間帯は、土日祝日および、当社が定める年末年始休暇ならびに休業日を除く、平日 9 時 00 分より 17 時 00 分までとします。

２．お客様がオプションサービスの 24 時間 365 日サポートをご契約されている場合は、前項の受付時間帯の制限はなく、いつでも電話、メールによるお問い合わせができます。

（オンサイト保守サービス）

第７条　本サービスにおける第４条⑷号のオンサイト保守サービスの受付時間帯は、土日祝日および、当社が定める年末年始休暇ならびに休業日を除く、平日 9 時 00 分より 17 時 00 分までとします。

２．お客様がオンサイト保守サービスの 24 時間 365 日サポートをご契約されている場合は、前項の受付時間帯の制限はなく、いつでも電話、メールによるお問い合わせができます。

３．お客様がオンサイト保守サービスの 24 時間 365 日サポートをご契約されている場合は、保守サポートについても 24 時間 365 日サポートをご契約いただく必要があります。

４．床面から３m以上の高さに設置されている Hypersonix 装置のオンサイト保守サービスについては、追加費用及び追加日数をいただきます。

５．第１４条（修理・交換）の規定は、オンサイト保守サービスにも適用されるものとします。

（サービス料金のお支払）

第８条　本サービスの初期費用は、買取契約は納品した月（以下「納品月」といいます。）、レンタル契約は納品月翌月のご請求とします。お客様は、本サービスの初期費用と月額利用料金（以下、「サービス料金」といいます）を、当社または代理店と本サービスのご契約時に取り決めた額を、取り決めたお支払い方法に従って支払うものとします。なお、お支払いの際の振り込み手数料はお客様の負担とします。

２．サービス料金には、第３条の契約種類毎にそれぞれ次の費用を含みます。

⑴ 買取契約の時、初期費用には Hypersonix 装置代金、初期設定料、センドバック保守料（5 年分）を、月額利用料金にはクラウド利用料、運用サポート料をそれぞれ含みます。

⑵ レンタル契約の時、初期費用には初期設定料を、月額利用料金には Hypersonix 装置利用料、クラウド利用料、運用サポート料、センドバック保守料をそれぞれ含みます。

３．サービス料金には、ご契約されている第４条のオプションサービスの費用を含みます。

（遅延損害金）

第９条　お客様は、前条の支払を遅滞した場合は、支払期限の翌日から完済に至るまで、当社とご契約のお客様は年利 6 パーセントとして、代理店とご契約のお客様は代理店と取り決めた年利による遅延損害金を支払うものとします。

（契約期間）

第１０条　本サービスの契約開始日は、納品月翌月１日とし、本条第２項の契約終了日までを契約期間とします。

２．本サービスの契約終了日は、お客様からのサービス解約通知を、当社または代理店が受領した日が属する月の翌月末日とします。

３．本サービスの最低利用期間は、本サービスの契約種類がレンタル契約の場合は契約開始日から 1 年間となります。本サービスの契約種類が買取契約の場合は、最低利用期間の制限はありません。

４．お客様は、最低利用期間の残余期間分のサービス料金を支払うことで、最低利用期間が経過する前においても本サービスを解約できるものとします。

５．本サービスの契約種類が買取契約の場合、お客様は、本サービスを解約した後においても、当社に対してオプション費用をお支払いいただくことにより、解約済みの契約を再契約できるものとします。ただし、再契約を行った場合であっても、通信装置の引渡しを受けた日は、解約済みの契約において通信装置の引渡しを受けた日とします。

（保証）

第１１条　当社は、引渡時において Hypersonix 装置をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することを保証します。ただし、次の各号のときを除きます。

⑴ お客様の環境に起因した電波干渉による通信の遮断や不良のとき

⑵ 壁面や天井等の遮蔽物を通して通信をした際の電波の減衰による通信の遮断や不良のとき

⑶ 事前のトライアル期間中に、当社または代理店に対して不具合を通知しなかったとき

⑷ 事前のトライアル（動作確認）を実施せず、導入後に想定外の不具合が発生したとき

２．お客様が Hypersonix 装置の引渡を受けた日から５営業日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、Hypersonix 装置に契約不適合はなかったものとみなします。

（Hypersonix 装置の使用・保管）

第１２条　お客様は、Hypersonix 装置を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

（修理・交換）

第１３条　当社は契約期間において、 お客様が Hypersonix 装置本来の目的に従った使用をしていたにも係らず、本条第２項⑴～⑶および次条に該当しない故障（お客様の環境に起因する通信の遮断、通信不良を除きます）が発生した場合に限り、当社負担で Hypersonix 装置の修理もしくは交換をします。

２．以下の各号の一つに該当する修理、交換、サポート等の費用はお客様の負担となります。

⑴ お客様の過失に起因するとき、または、Hypersonix 装置を分解、改造、改変等して、引渡時の原状を変更したとき

⑵ 天変地異、その他不測の事態および、通常の使用状態では起こりえない障害のとき

⑶ 買取契約の時、Hypersonix 装置の引渡しを受けた日から 5 年を超過した Hypersonix 装置の故障のとき

⑷ 本規約で定める時間帯以外の保守サポート作業またはオンサイト保守サービス作業のとき

３．レンタル契約の時、Hypersonix 装置の高速化や、新装置の発売により現有装置からの切替・交換をご希望のお客様は、別途費用を申し受けます。ただし、現有装置の使用開始から 5 年が経過したとき、お客様が希望された場合は 1 回に限り無償での交換ができます。なお、無償交換をされた場合は、お客様には交換実施日より１年間の最低利用期間が適用されるものとします。

４．前項に該当する Hypersonix 装置の切替・交換が行われた場合、当該切替・交換完了日の属する月の翌月より、別途当社とお客様の合意に基づく月額費用が適用されるものとします。

５． Hypersonix 装置の修理・交換は先出しセンドバック方式とし、お客様から当社へ Hypersonix 装置を返送する際の費用はお客様負担で、当社からお客様へ Hypersonix 装置を送付する際の送料は当社負担とします。

６．お客様の使用する Hypersonix 装置と同一の機種による交換が困難な場合、お客様の使用する Hypersonix 装置と同等の機能を有する別機種との交換となる場合があります。この場合においても、契約開始日は変動しないものとします。

（Hypersonix 装置の滅失・毀損）

第１４条　レンタル契約のお客様が、Hypersonix 装置の紛失、盗難や、故意・過失を問わず破損させた場合、お客様は当社または代理店に対し直ちにその旨を通知するものとします。なお、Hypersonix 装置の紛失、盗難および修理不能な破損のときは Hypersonix 装置の代替費用を、修理可能な破損のときはその修理代金の実費を当社または代理店に直ちに支払うものとします。

（クラウド Radius 認証サービスオプションサービス）

第１５条　クラウド Radius 認証サービスオプションサービス（以下、「本オプションサービス」といいます）の申込利用にあたっては、以下の各号のとおりとします。

⑴ 本オプションサービスの申込にあたっては、クラウドサービス実施要領、および Soliton OneGate 実施要領（https://www.soliton.co.jp/terms/）を確認の上、同意したものとします。

⑵ 事前のトライアル（動作確認）を実施せず、導入後に想定外の不具合が起きても契約取り消しや返金はいたしません。

⑶ PKI ライセンスの最小契約数は、200 ライセンスとし、追加する場合には 10 ライセンス単位とします。

⑷ 新規・新規（トライアルから本オプションサービスへ移行）・追加の場合、お申込みから約 10 営業日以降にサービス開始します。

⑷ 課金開始日および金額変更反映日は、サービス開始日・適用日の翌月 1 日とします。

⑸ 本オプションサービスの最低利用期間は契約開始後 1 年間とし、契約は 1 年単位での自動更新となります。

⑹ 追加・部分解約の場合、変更するライセンス数の他、変更後のライセンス数をご通知いただくものとします。

⑺ 部分解約および全解約について、お客様から本オプションサービスの解約通知を、当社または代理店が受領した日が属する月の翌月末日とします。契約途中での解約の場合には、残存期間分の未払い費用を請求します。

（カメラサービスにおける映像データの取り扱い）

第１６条　本サービス中のカメラサービスにおいて取得した映像データの知的財産権は、お客様に帰属するものとします。ただし、当社は、お客様が本サービスで取得した映像データを、本サービスを運営する目的の範囲内で利用・閲覧することができるものとします。

２． お客様は、当社に対し、本サービスで取得した映像データについて、お客様が当社に対して前項但書に基づく、利用許諾をするために必要な知的財産

権その他の権限および権利を有することを表明し、保証するものとします。

３. 当社は、お客様の同意を得ずに、お客様が本サービスで取得した映像データを第三者に提供しないものとします。ただし、次に定める場合には、当社は、お客様の事前の同意を得ずに、映像データを第三者に提供することができるものとします。

⑴ 法令に基づく場合

⑵ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき

⑶ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき

⑷ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

⑸ 当社が本サービスを運営するために必要な範囲内において映像データの取扱いの全部または一部を委託する場合

４. お客様は、当社が本サービスの内容として保存する場合を除き、当社にお客様が本サービスで取得した映像データを保存する義務がないことを認識し、了承するものとし、必要な場合にはお客様の責任および費用において映像データのバックアップをとるものとします。

（禁止行為）

第１７条　レンタル契約のお客様は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

⑴ Hypersonix 装置を当社の承諾なく設置場所(現住所)から移動すること

⑵ Hypersonix 装置を譲渡、担保に供すること、転貸または売却して第三者に利用させること

⑶ Hypersonix 装置を分解、改造、改変等して、引渡時の原状を変更すること

２. 本サービスに関する特許権、著作権を含む知的財産権等の一切の権利は、当社または当社に対してその使用権を認めた原権利者に独占的に帰属します。よって、お客様は、これらの権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。

（損害賠償請求）

第１８条　お客様が本規約に違反して当社が損害を被った場合、当社はお客様に対して損害賠償の請求をすることができるものとします。

（免責）

第１９条　本規約は、本サービスを常に正常稼動させることを保証するものではありません。従って、当社は、本規約に別途定めるもののほか、第２１条に定める利用の中止・停止、Hypersonix 装置の不具合等によりお客様に生じる一切の損害について免責されるものとします。また、本サービス（マニュアル含む）の全部または一部にバグおよびシステム仕様上の解釈の相違が内在しないことを保証するものでもなく、本サービス（マニュアル含む）の全部または一部の機能がお客様の特定の目的に適合することやお客様が保有する環境で稼働することを保証するものでもありません。当社は、本サービス（マニュアル含む）の全部または一部の物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害についても一切補償致しません。

２. 当社が、契約不適合責任等に関して負う損害賠償責任の額は、お客様から受領したサービス料金の総額を超えないものとします。

３. 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、6 ヵ月前までにお客様に文書で通知することにより本サービスの提供を終了することがあります。

（機密保持義務）

第２０条　お客様と当社は、本規約にもとづき許諾されている場合を除き、本サービスの利用または提供に関連して相手方から、その方法・媒体を問わず開示または提供された技術上、営業上その他の業務上情報（次項に定めるものを除き、以下「機密情報」といいます）を本サービスの目的の範囲内でのみ使用するものとし、かつ、機密情報を相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

２. 以下の各号のいずれかに該当することを合理的に立証できる情報は、前項の機密情報に含まれないものとします。

⑴ 相手方から開示・提供を受けた時点で既に公知であったか、または、相手方から開示・提供を受けた後に自己の責によらず公知となった情報

⑵ 相手方から開示・提供を受ける前に既に適法に知得または所有していた情報

⑶ 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

⑷ 機密情報と無関係に独自に開発した情報

３. 本条は第１０条に定める契約期間中およびその前後を問わず適用されるものとします。

（利用の中止・停止）

第２１条　当社は、当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合、または本サービスにバグがあった場合には、本サービスの利用を停止または中止することがあります。

２. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止または中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをお客様にお知らせし

ます。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（契約の解除）

第２２条　お客様が、次の各号の１つに該当した場合、何等の催告なく一方的通告をもって本サービスを解除することができるものとします。また、直ちに本サービスを解除しない場合であっても、書面によって解除権を放棄しない限り 当該解除権は消滅しないものとします。

⑴ 第８条の支払いを一回でも遅延したとき

⑵ 本規約または個別規定等の１つにでも違反したとき、または、当社に対する重大な過失または背信行為があったとき

⑶ 財産の主要な部分について差押えを受け、または管財人が選任されたとき

⑷ 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他これらに類する法的倒産手続の申立てを受け、もしくは自ら申立てをしたとき

⑸ 監督官庁から営業停止、営業取消等の行政処分を受けたとき、営業の廃止、解散をしたとき、または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡したとき、他の会社との合併、会社分割、株式移転もしくは株式交換、または株式譲渡により会社の支配権に移動が生じる等、本規約の履行に悪影響を及ぼすと当社が合理的に判断したとき

２．お客様および当社は、自らが反社会的勢力（暴力団、総会屋その他の反社会的な団体または個人）でないこともしくはなかったこと、および反社会的勢力と目的の如何を問わず、資本関係、取引関係、人的関係等がないこともしくはなかったことを表明保証し、もし相手方がこれに違反すると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの催告を要せず、直ちにお客様と当社間で締結した取引に係る一切の契約類の全部または一部を解除することができるものとします。

３．前項の規定により本サービスが解除され、解約した当事者に損害が発生した場合、解約した当事者は相手方に対し損害の賠償を請求できるものとします。また、当社が前項の表明保証に違反し、本サービスの契約が解除された場合を除き、お客様は契約期間の残余期間に応じたサービス料金の一切を、当社または代理店に直ちに支払うものとします。

（契約終了後の返却義務）

第２３条　レンタル契約のお客様は、本サービスの契約が解除・終了した場合、次の各号の義務を負うものとします。

⑴ お客様は契約終了後、当社または代理店の指示に従い速やかにHypersonix装置を返却するものとし、返却に要する費用はお客様負担とします。

⑵ 前号の期間内にHypersonix装置が当社または代理店に返却されない場合、当社または代理店はお客様に対してHypersonix装置が返却されるまでの間、サービス料金を請求することができると同時に、違約金を請求することができるものとします。

（準拠法および合意管轄）

第２４条　本規約は日本国法を準拠法とし、本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

（協議）

第２５条　本規約において疑義が生じた場合、お客様と当社の双方にて協議の上、合意したところに従って解決するものとします。

以上